発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第２項の規定により前払式支払手段に関する内閣府令第27条第１項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

１．基準日に係る発行保証金の額

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．法第14条第２項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が特例基準日（同条第２項に規定する特例基準日をいう。）であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日（同条第２項に規定する通常基準日をいう。）に係る発行保証金の額を記載すること。

［４．・５．　略］

［（第２面）～（第４面）　略］

別紙様式第14号（第33条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　号

（郵便番号　―　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

又は名称

氏　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金保全契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．届出の理由

２．解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契　約　金　額
			円

３．上記２．の発行保証金保全契約の解除予定年月日

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」

発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第２項の規定により供託書正本の写し又は契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

１．基準日に係る発行保証金の額

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．法第14条第２項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の直前の基準日が特例基準日（同条第２項に規定する特例基準日をいう。以下同じ。）であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日（同条第２項に規定する通常基準日をいう。以下同じ。）に係る発行保証金の額を記載すること。

［４．・５．　同左］

［（第２面）～（第４面）　同左］

別紙様式第14号（第33条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

申請者　※登録番号　財務（支）局長　第　号

住　所（郵便番号）

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金保全契約解除承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条第２項の規定に基づき、資金決済に関する法律第15条に規定する発行保証金保全契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契　約　金　額
			円

３．現に供託している発行保証金の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供　託　番　号	供　託　金	供　託　者　名
	円	